

豊中市投票事務従事者（臨時職員）募集要項

1. 募集概要

豊中市で執行される選挙において、投票事務に従事いただける人を事前に登録するものです。実際の従事依頼の際には、投票所における人員等を考慮の上、従事をお願いする場合のみ当事務局からご連絡します。

2. 業務内容

投票日前日及び当日、いずれかの投票所において投票事務に従事していただきます。投票に来られた人の名簿の対照、投票用紙の交付、投票所内の整理作業等の事務があります。

3. 応募要件

- (1) 18歳以上65歳未満の人（高校生不可）
- (2) 業務中に知り得た秘密を守り、公正な選挙の執行のために従事できる人

4. 従事時間

投票日前日 概ね午後1時から午後3時まで（投票所により異なる場合があります）

投票日当日 概ね午前6時40分から午後8時40分まで（休憩あり）

※前日と当日の両方に従事していただきます。

5. 賃金（参考）

※平成29年10月執行の衆議院議員総選挙時の実績

投票日前日 2,200円

投票日当日 15,400円

合計 17,600円（交通費等を含む）

6. 応募方法

「豊中市投票事務従事者（臨時職員）登録申込書」に必要事項を手書きで記入し、写真を貼付の上、豊中市選挙管理委員会事務局まで持参または郵送してください。

7. 登録期間

登録後4年間有効とします（登録の抹消を希望する人は、当事務局まで辞退の旨を申し出てください）。

8. その他の注意事項

- (1) 提出書類の記載事項に不備があった場合は、登録できません。また登録後であっても、募集要項に適合しない事実等が明らかになった場合は、登録を取り消す場合があります。
- (2) 臨時職員は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。
- (3) この登録をもって選挙時に必ず投票事務に従事できるものではありません。